

京 都 大 学 学 生 総 合 支 援 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 機構長</p> <p>(2) 副機構長</p> <p>(3) 部局長 若干名</p> <p>(4) 機構の教員のうちから機構長が指名するもの</p> <p>(5) <u>教育推進・学生支援部長</u></p> <p>(6) その他機構長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部門)</p> <p>第10条 機構に、次に掲げる部門を置く。</p> <p>学生相談部門</p> <p>障害学生支援部門</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>学務部長</u></p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>(部門)</p> <p>第10条 } (同 左)</p> <p>コンサルテーション部門</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p><u>(附属センター)</u></p> <p><u>第10条の2 機構に、地域社会との積極的な連携及び協働により障害分野における専門的かつ先進的なノウハウを導入し、障害学生支援の強化及び充実を図るとともに、これらをモデル化及び社会還元する組織として、ディスアビリティ・インクルージョンセンター（以下「センター」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 センターにセンター長を置き、本学の教職員のうちから機構長が指名する。</u></p> <p><u>3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する機構長の任期の終期を超えることはできない。</u></p> <p>附 則（令和7年達示第32号）</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>